

兵庫県公報

令和元年12月27日 金曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

規 則	ページ
○ 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（災害対策課）	1
○ 兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則（障害福祉課）	2
教育委員会規則	
○ 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	4

公布された法令のあらまし

- 災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則（規則第29号）
避難所の供与その他の被災者に対する救助の程度を改めることとした。
- 兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則（規則第30号）
兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターの管理に関して、休館日、開館時間、入館者の遵守事項、診療所の診療受付時間及び診療科目等について定めることとした。
- 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則（教育委員会規則第5号）
部活動における児童又は生徒の指導業務に係る特殊業務手当について、義務教育費国庫負担金の算定基準が見直されたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

規 則

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第29号

災害救助に関する手続等を定める規則の一部を改正する規則

災害救助に関する手続等を定める規則（昭和38年兵庫県規則第58号）の一部を次のように改正する。

別表第1 避難所の供与の項2中「320円」を「330円」に改め、同項3中「前項の規定に」を「2に」に改め、同表応急仮設住宅の供与の項2中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「5,610,000円」を「5,714,000円」に改め、同項3から6までの規定中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に改め、同項7中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に、「第2項に」を「2に」に改め、同項8中「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改め、同表炊き出しその他による食品の給与の項2中「1,140円」を「1,160円」に改め、同表被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3中「各号に」を「(1)又は(2)に」に、「各号の表」を「(1)の表又は(2)の表」に改め、同項3(1)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 18,800	円 24,200	円 35,800	円 42,800	円 54,200	54,200円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに7,900円を加算した額
冬 季	円 31,200	円 40,400	円 56,200	円 65,700	円 82,700	82,700円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに11,400円を加算した額

別表第1 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項3(2)の表夏季の項及び冬季の項を次のように改める。

夏 季	円 6,100	円 8,300	円 12,400	円 15,100	円 19,000	19,000円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに2,600円を加算した額
冬 季	円 10,000	円 13,000	円 18,400	円 21,900	円 27,600	27,600円に世帯人員が5人を超えて1人を増すごとに3,600円を加算した額

別表第1被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の項4中「前項各号の表」を「3(1)の表及び(2)の表」に改め、同表被災した住宅の応急修理の項1中「半壊して自ら」を「半壊し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自ら」に改め、同項2中「1世帯当たり584,000円以内」を「次の(1)又は(2)に掲げる世帯の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める額の範囲内」に改め、同項2に次のように加える。

- (1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 1世帯当たり595,000円
- (2) 住家が半焼又は半壊に準ずる程度の損傷を受けた世帯 1世帯当たり300,000円

別表第1生業に必要な資金の貸与の項3中「各号」を「(1)又は(2)」に改め、同表学用品の給与の項3中「各号」を「(1)又は(2)」に改め、同項3(2)ア中「4,400円」を「4,500円」に改め、同項3(2)イ中「4,700円」を「4,800円」に改め、同項3(2)ウ中「5,100円」を「5,200円」に改め、同表埋葬の項3中「211,300円」を「215,200円」に、「168,900円」を「172,000円」に改め、同表死体の処理の項3中「各号」を「(1)から(3)まで」に改め、同項3(1)中「3,400円」を「3,500円」に改め、同項3(2)中「5,300円」を「5,400円」に改め、同表障害物の除去の項1中「次の各号に」を「次に」に改め、同項2中「135,400円」を「137,900円」に改め、同表救助のための輸送の項3及び救助のための賃金職員等の雇用の項3中「第1項各号」を「1(1)から(6)まで」に改める。

様式第9号(注)4中「第31条」を「第32条」に改める。
 様式第13号裏面の部中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。
 様式第18号中「建設型仮設住宅」を「建設型応急住宅」に、「借上型仮設住宅」を「賃貸型応急住宅」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の災害救助に関する手続等を定める規則別表第1の規定は、令和元年10月1日以降に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。



兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則をここに公布する。

令和元年12月27日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第30号

兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター管理規則

(趣旨)

第1条 この規則は、兵庫県立障害児者リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第18号。以下「条例」という。）第7条及び公の施設の指定管理者の指定等に関する条例（平成16年兵庫県条例第2号）第4条の規定に基づき、兵庫県立障害児者リハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第2条 センターの休館日は、次に掲げる日とする。

- (1) 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に規定する休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めるこ

とができる。

(開館時間)

第 3 条 センターの開館時間は、10時から18時までとする。ただし、知事は、必要があると認めるときは、開館時間を変更することができる。

(遵守事項)

第 4 条 センターに入館した者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となるおそれがある物品、動物等を携帯しないこと。
- (3) 騒音又は怒声を発し、暴力を用い、その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 許可なしに、物品の販売、宣伝その他これらに類する行為をしないこと。
- (5) 許可なしに、宣伝文、ポスター、ビラ等を配布し、若しくは掲示し、又はくぎ等を打たないこと。
- (6) みだりに共用の場所に物品を放置しないこと。
- (7) 前各号に掲げる事項のほか、センターの管理上必要な指示に従うこと。

(入館の拒否等)

第 5 条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認める者に対して、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に著しい迷惑をかけるおそれがあると認められる者
- (2) 前条の規定に違反し、又はそのおそれがある者

(診療所の診療受付時間)

第 6 条 条例第 3 条第 1 号に規定する診療所（次条において「診療所」という。）の診療受付時間は、10時から17時30分までとする。ただし、急を要するとき、又は知事が必要と認めるときは、診療受付時間外であっても診療の受付を行うものとする。

(診療所の診療科目)

第 7 条 診療所の診療科目は、整形外科、小児整形外科及びリハビリテーション科とする。

(利用料金の額)

第 8 条 条例別表第 1 に規定する規則で定める額は、別表に定めるとおりとする。

(管理)

第 9 条 条例及びこの規則の規定に基づく知事の権限のうち、条例第 5 条第 3 項第 3 号及び第 4 項並びに次条の規定に基づく権限以外の権限は、条例第 4 条に規定する指定管理者（次条において「指定管理者」という。）が行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、指定管理者が知事の承認を受けて定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 6 条から第 8 条まで及び別表の規定 令和 2 年 2 月 1 日
- (2) 附則第 3 項の規定 令和 2 年 4 月 1 日
- (3) 附則第 4 項の規定 令和 2 年 10 月 1 日

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間における第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項第 1 号中「日曜日」とあるのは、「日曜日から水曜日まで、金曜日」とする。

3 令和 2 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間における第 2 条第 1 項、第 3 条及び第 6 条の規定の適用については、同項第 1 号中「日曜日」とあるのは「日曜日、月曜日、金曜日」と、第 3 条中「18時まで」とあるのは「18時まで（火曜日及び水曜日にあつては、13時から18時まで）」と、第 6 条中「17時30分まで」とあるのは「17時30分まで（火曜日及び水曜日にあつては、13時から17時30分まで）」とする。

4 令和 2 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における第 3 条及び第 6 条の規定の適用については、第 3 条中「18時まで」とあるのは「18時まで（水曜日にあつては、13時から18時まで）」と、第 6 条中「17時30分まで」とあるのは「17時30分まで（水曜日にあつては、13時から17時30分まで）」とする。

別表（第8条関係）

区分		料金	
診断書、証明書その他これらに類するもので医師の判断を要するもの	自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき4,100円	
	その他のもの	診断書のうち病状経過等の証明内容が複雑なもの	1通につき3,100円
		死亡診断書及び診断書のうち病状経過等の証明内容が簡易なもの	1通につき2,000円
		身体検査の証明その他記載内容が簡易なもの	1通につき1,500円
証明書その他これに類するもので医師の判断を要しないもの	診療費明細証明その他これに類するもの	自動車損害賠償保障法の適用に係るもの及び人の生命又は身体に関する任意保険に係るもの	1通につき4,100円
		その他のもの	1通につき2,000円
	所得税に係る医療費控除のための証明その他これに類するもの	1通につき1,500円	
	通院期間の証明その他これに類するもの	1通につき1,000円	

教育委員会規則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年12月27日

兵庫県教育委員会
教育長 西上三鶴

兵庫県教育委員会規則第5号

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校教職員の特殊勤務手当に関する規則（昭和35年兵庫県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第3項第5号中「4時間」を「3時間」に改め、「又はこれと同程度」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和2年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和元年兵庫県条例第22号）附則第7項の規定により読み替えて適用される同条例第3条の規定による改正後の公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年兵庫県条例第19号）第3条の2第2項第7号に規定する県教育委員会規則で定める業務は、同条例第1項第4号の業務であって、正規の勤務時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年兵庫県条例第43号）第10条に規定する正規の勤務時間をいう。）以外の時間等において当該業務に従事した時間が引き続き4時間以上に及ぶ程度のものとする。